

鹿児島県土木部における
総合評価方式ガイドライン
【トンネル工事 試行版】

令和2年8月14日

鹿児島県土木部監理課

【目 次】

1 総合評価方式の概要	1
1-1 背景と方策	
1-2 効果	
1-3 評価方式の選択	
2 実施手順	2
2-1 簡易型(一般競争入札)の試行手順	
3 簡易型における審査・評価	3
3-1 技術資料の提出要請	
3-2 評価項目, 加算点及び評価基準	
4 総合評価による落札者の決定	5
4-1 評価値の算出方法	
4-2 加算点の設定	
5 その他の留意事項	5
5-1 評価内容の担保	
5-2 中立かつ公正な審査・評価の確保	
5-3 情報公開	

総合評価方式ガイドライン

【トンネル工事 試行版】

1 総合評価落札方式の概要

1-1 背景と方策

公共工事においては、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、低価格による入札が増加するとともに、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による工事の品質低下の懸念が顕著となっている。

こうしたことから、公共工事の品質確保を図るためには、経済性に配慮しつつ価格以外の要素（技術力）も考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

総合評価方式は、落札者の決定において、価格に加えて技術力の優劣等を総合的に評価し、価格と技術力の両面から最も優れた者を落札者とする方式である。

1-2 効果

- ① ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備される。
- ② 施工不良の未然防止、工事目的物の性能が向上することによる長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等による総合的なコストの縮減が図られる。
- ③ 価格以外の要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境整備が期待される。

1-3 評価方式の選択

①従来の発注方式

標準的な設計、施工方法に基づき最も低い「価格」を提案したものを落札者とする方式

②総合評価方式

価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式

なお、工事の特性等に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型のいずれかの方式を選択する。

【特別簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、表彰実績や工事成績等を評価する方式

【簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに関する簡易な施工計画のほか、表彰実績等を評価する方式

【標準型】

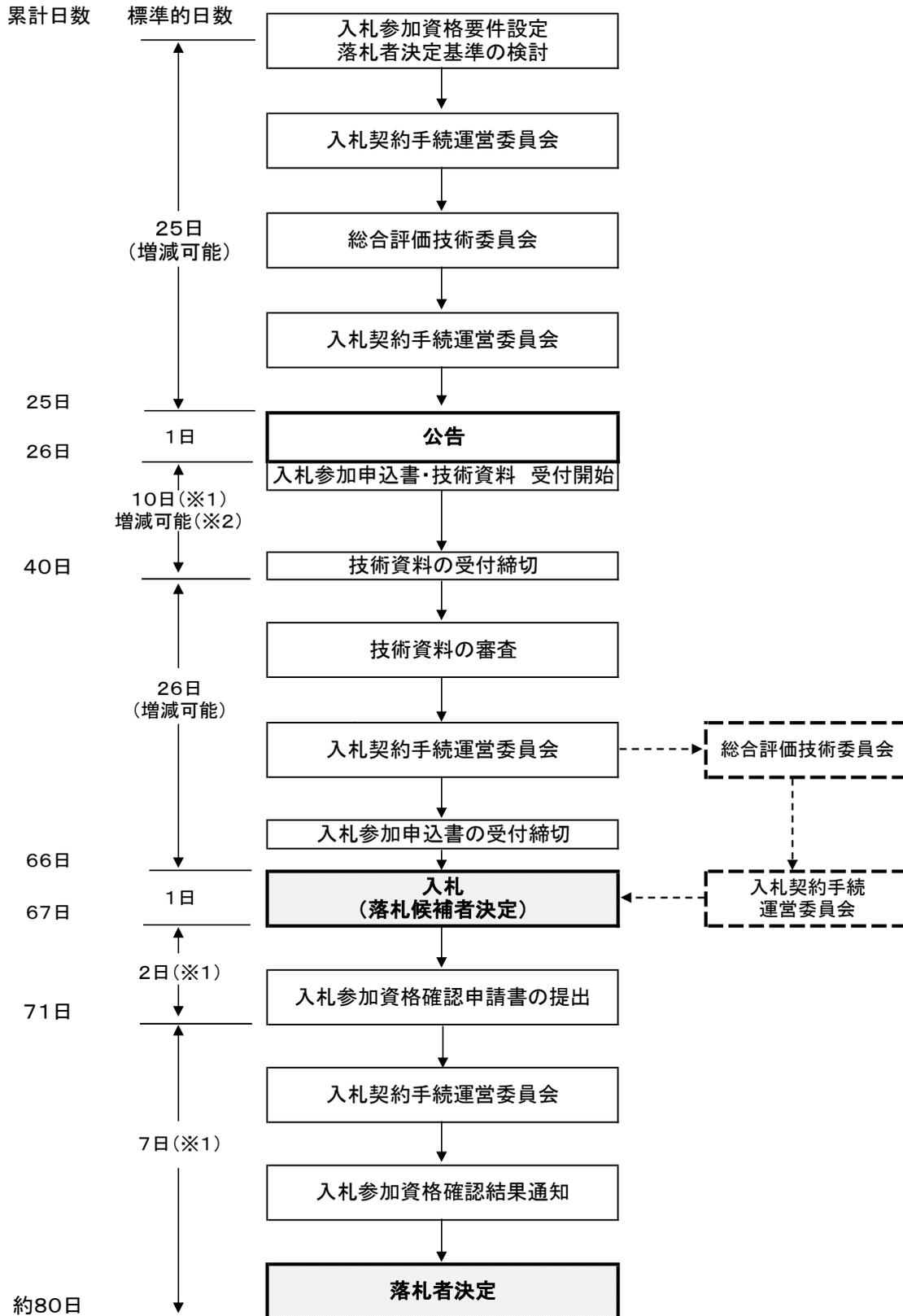
技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工上の工夫等の技術提案や施工計画、表彰実績等を評価する方式

2 実施の手順

実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

なお、落札決定基準の検討や技術資料の審査期間については、適宜日数を増減できる。

2-1 簡易型(一般競争入札)の試行手順



※1: 土日含まず

※2 主務課と協議のこと

鹿児島県総合評価試行要領第4条1項の落札者の決定基準(評価項目、加算点)については、鹿児島県総合評価技術委員会を経て土木部入札契約手続委員会において公告前に決定する。

併せて、試行要領第4条2項の技術評価点の適否についての審議も実施するかどうかについても意見を伺う。

3 簡易型における審査・評価

3-1 技術資料の提出要請

指名競争入札及び一般競争入札において、技術資料の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ①総合評価方式による入札であること。
- ②技術資料の内容及び提出期限
 - ・技術資料の作成
 - ・技術資料及び作成要領等の配付場所等
 - ・評価項目の工種について
 - ・技術資料の提出(方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所)
- ③決定者基準に関する事項
 - ・評価項目及び評価基準
 - ・評価値の算出方法
- ④総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ⑤評価内容の担保に関する事項
- ⑥その他総合評価方式に関する事項
 - ・入札無効
 - ・落札者の決定

3-2 評価項目、加算点及び評価基準

配置予定技術者が1人に特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者を配置予定技術者とすることができる。

その場合、審査については各候補者のうち評価が最も低い者で評価する。

地域貢献の実績は会社としての実績とする。

トンネル工事 [JV工事]

評価項目		加算点	評価基準
施工計画	① 施工上の課題に対する技術的所見(0~1.0点) 加算点=1.00×審査点/審査項目数 ※1 小数点以下第3位を四捨五入	2.0点	① 発注者が指定した内容(技術テーマ①)について、現場特有の施工上の課題を正しく理解しているか。また、課題に対する対策の手法が、トンネル技術に精通した知識と経験に基づき計画されているか等について審査する。 ② 発注者が指定した内容(技術テーマ②)について、現場特有の施工上配慮すべき事項を正しく理解しているか。また、配慮する事項に対する対策の手法が、トンネル技術に精通した知識と経験に基づき計画されているか等について審査する。
	② 施工上配慮すべき事項(0~1.0点) 加算点=1.00×審査点/審査項目数 ※1 小数点以下第3位を四捨五入		
企業の施工能力	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績〔代表者〕 ・表彰実績あり(0.5点) ・表彰実績なし(0点) ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。	0.5点	平成22年度から令和2年度において、代表者が単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、令和2年度においては、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等含む)。
	過去10年間における国又は県の同種工事の県内施工実績〔代表者〕 ・3件以上の実績あり(0.5点) ・2件の実績あり(0.3点) ・1件の実績あり(0点)	0.5点	平成22年度から令和元年度までに完成検査を受けた下記①~③のいずれかの工事において、代表者が単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①県土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②県商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点〔代表者〕 ・82点以上(3.0点) ・77点以上82点未満(2.9~0.1点) (工事成績の平均点-77)×2.9/5+0.1 (小数点以下第2位を切り捨て) ・77点未満(0点)	3.0点	平成29年1月1日から令和元年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における代表者の工事成績平均点は何かか。 ①県土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②県商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況〔代表者〕 ・900点以上(0.30点) ・800点以上900点未満(0.25点) ・700点以上800点未満(0.20点) ・600点以上700点未満(0.15点) ・500点以上600点未満(0.10点) ・500点未満(0点)	0.3点	平成30年4月1日から平成31年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)による代表者のY評点(経営状況)は何かか。
	経営事項審査における技術力〔代表者〕 ・1100点以上(0.20点) ・1000点以上1100点未満(0.15点) ・900点以上1000点未満(0.10点) ・900点未満(0点)	0.2点	平成30年4月1日から平成31年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)による代表者のZ1点(技術職員の数の点数)は何かか。
	受注工事量〔代表者及び代表者以外の構成員〕 代表者及び代表者以外の構成員としての受注件数 1.0-(代表者としての受注件数×0.5+代表者以外の構成員としての受注件数×0.3) ※受注件数はトンネル工事のみを対象とする。	1.0点	当該年度受注工事量は、令和2年4月1日入札公告開始日から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象のJV工事を対象とする。 なお、当該入札に参加する全てのJV構成員が代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき加算点を算定する。 ただし、一般土木工事のJV工事のみを受注件数の対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	過去5年間における新規学卒者の雇用〔代表者〕 ①過去5年間における県内の学校の新規学卒者の雇用 ②過去5年間における県内の営業所に県外の学校の新規学卒者(※県内出身者に限る)の雇用 ※本籍地が県内又は中学卒業まで県内在住の者 ・①又は②の実績あり(0.5点) ・なし(0点)	0.5点	①(1)平成27年度から30年度までに、県内学校の新卒者を卒業月の翌月から3か月以内に採用し、現在、継続して雇用。 又は(2)令和元年度に、県内学校を過去3か年度以内に卒業した者を採用し、現在、継続して雇用。 ②(1)平成27年度から30年度までに、県内営業所に県外学校の新卒者を卒業月の翌月から3か月以内に採用し、現在、継続して雇用。 又は(2)令和元年度に、県内営業所に県外学校を過去3か年度以内に卒業した者を採用し、現在、継続して雇用。 ※代表者の実績とする。 ※新規学卒者とは、雇用時点において満29歳までの者とする。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会への登録〔代表者〕 ①前年度までに障害者を雇用し、現在も雇用している。 ②前年度までに高齢者を雇用し、現在も雇用している。 ③鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ・上記項目のうち、2つ以上の実績あり(0.5点) ・上記項目のうち、いずれかの実績あり(0.3点) ・なし(0点)	0.5点	①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。ただし、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用していること。 ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 ※代表者の実績とする。
	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績〔代表者〕 ・現在の会社での表彰実績あり(0.5点) ・上記以外での表彰実績あり(0.3点) ・なし(0点) ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。	0.5点	平成22年度から令和2年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、令和2年度においては、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等含む)。 ※代表者の配置予定技術者の実績とする。
	前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況〔代表者〕 ・推奨以上(0.5点) ・推奨未満(0.3点) ・なし(0点)	0.5点	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和元年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット ※代表者の配置予定技術者の実績とする。
過去15年間における国(九州内)又は県の同種工事の管理実績〔代表者〕 ・監理技術者での施工実績が延べ500m以上(0.5点) ・監理技術者での施工実績が延べ300m以上500m未満(0.4点) ・監理技術者での施工実績が延べ300m未満(0.3点) ・主任技術者での施工実績が延べ500m以上(0.3点) ・主任技術者での施工実績が延べ300m以上500m未満(0.2点) ・主任技術者での施工実績が延べ300m未満(0.1点) ・現場代理人での施工実績(0点)	0.5点	平成17年度から令和元年度までに完成検査を受けた下記①~③のいずれかの工事において、代表者が単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の監理技術者又は主任技術者としての管理実績(延べ施工延長)はどの程度か。 ①県土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②県商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事 ※代表者の配置予定技術者の実績とする。 ※担当技術者の役職における延べ施工延長であり、異なる役職(監理技術者、主任技術者)での施工延長を合算することは出来ない。	
地域貢献度 営業所の有無〔代表者〕 ・工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり ・上記以外(0点)	1.0点	左記箇所に代表者の営業所を有するか。	
2.0点	鹿児島県住宅供給公社の分譲宅地(ガーデンヒルズ松陽台)取得等実績〔代表者又は代表者以外の構成員〕 ・①過去5年間に1区画以上の分譲宅地取得実績あり(1.0点) ・上記の実績なし(0点)	1.0点	平成27年度から平成29年度において、代表者又は代表者以外の構成員に下記の実績あるか。 ・県住宅供給公社から公社分譲団地内での宅地の取得実績 ※取得年度の次年度以降5年間を評価の対象とする。
合計		12点	

※1:発注者が設定した任意の数

4 総合評価による落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者で、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

4-1 評価値の算出方法

技術資料を提出した者に対して標準点(100点)を与え、さらに各評価項目について基準に従って評価を行い、加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times (\text{定数: } 100,000,000) \\ &\quad \text{※小数第4位まで(小数第5位四捨五入)} \end{aligned}$$

標準点: 技術資料を提出し、入札に参加した者全てに与えられる点数(100点)

加算点: 入札参加希望者から提出された技術資料を評価し、点数化したもの

4-2 加算点の設定

簡易型の加算点は12点とする。

5 その他の留意事項

5-1 評価内容の担保

提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

落札者決定に反映された技術資料の内容が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

また、工事成績評定も減点対象とすることができるものとする。
ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

5-2 中立かつ公正な審査・評価の確保

地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準を定めるにあたり留意すべき事項について第6条に定める「総合評価技術委員会」の意見聴取を行う。

なお、「留意すべき事項」とは、「価格及び価格以外の技術的な要素を評価する基準」、「価格以外の技術的な要素に係る評価項目及び評価基準」等をいう。

上記の規定による当該意見聴取においては、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか確認するものとし、必要があるとされた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、価格以外の技術的な要素に係る評価結果の適否について、技術委員会の意見聴取を行う。

5-3 情報公開

①入札公告等への明記

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ・総合評価方式による入札であること。
- ・技術資料の内容及び提出期限
- ・決定者基準に関する事項
- ・総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ・評価内容の担保に関する事項
- ・その他総合評価方式に関する事項

②総合評価結果の公表

落札者が決定した場合は、速やかに以下の事項を閲覧により公表する。

- ・入札参加者名
- ・各入札参加者の技術評価点
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の評価値
- ・各入札参加者の技術評価点内訳
(「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域貢献度」の大きな項目ごとの点数)

③疑義照会への対応

入札参加者は、入札結果を通知された日から起算して7日(当該期間に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除く)以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

入札参加者から、自らの技術評価点(公表した技術評価点内訳の更に詳細な点数)について書面により疑義照会があった場合は、契約担当者は、照会者のみの詳細な技術評価点内訳を書面により回答する。